

22府政科技第690号
平成22年10月19日

経済産業大臣 殿

原子力委員会委員長

東京電力株式会社福島第一原子力発電所の原子炉の設置変更（6号
原子炉施設の変更）について（答申）

平成22年4月12日付け平成19・04・19原第18号（平成22年9月1日付け
平成19・04・19原第18号をもって一部補正）をもって諮問のあった標記の件に係
る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）
第26条第4項において準用する法第24条第1項第1号、第2号及び第3号（經
理的基礎に係る部分に限る。）に規定する許可の基準の適用については、別紙の
とおり妥当と認める。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第26条第4項において準用する同法第24条第1項第1号、第2号及び第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する許可の基準への適合について

本件申請に係る変更内容は、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の6号原子炉施設に関し、以下のとおりである。

- ・メンテナンス技術等の向上により、主蒸気隔離弁の後備装置の必要性がなくなったこと等から、主蒸気隔離弁漏えい抑制系止め弁の機能を廃止する。
- ・可燃性ガス濃度制御系再結合装置について、同装置を同等の機能を有する異なる容量の装置に変更する。

1. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第24条第1項第1号（平和利用）

本件申請については、

- ・原子炉の使用の目的（商業発電用）を変更するものではないこと
- ・発生する使用済燃料については、国内の再処理事業者又は我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において再処理を行うこととし、再処理されるまでの間、適切に貯蔵・管理するという方針を変更するものではないこと
- ・海外において再処理を行う場合は、再処理によって得られるプルトニウムは国に持ち帰り、再処理によって得られるプルトニウムを海外に移転しようとするときは、政府の承認を受けるという方針を変更するものではないこと

から、原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれはないものと認められたとした経済産業大臣の判断は妥当である。

2. 法第24条第1項第2号（計画的遂行）

本件申請については、

- ・「原子力発電を基幹電源に位置付けて、着実に推進していくべき」とする原子力政策大綱の方針に沿ったものであること
- ・発生する使用済燃料については、国内の再処理事業者又は我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において再処理を行うこととし、再処理されるまでの間、適切に貯蔵・管理するという方針を変更するものではなく、原子力政策大綱における我が国の核燃料サイクルに対する基本的考え方によつたものであること

- ・ 本原子炉の運転に伴い必要な核燃料物質については、長期購入契約等により計画的に確保する方針であること
- ・ 発生する放射性廃棄物については、原子力政策大綱における我が国の放射性廃棄物の処理・処分に対する基本的考え方沿って適切に処理・処分するという方針を変更するものではないこと

から、原子力の開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれはないものと認められたとした経済産業大臣の判断は妥当である。

3. 法第24条第1項第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）

本件申請に係る変更に伴う工事に要する資金は以下の通りであり、自己資金等により調達する計画としている。

（1）主蒸気隔離弁漏えい抑制系止め弁の機能廃止

約1億円

（2）可燃性ガス濃度制御系再結合装置の容量変更

約17億円

東京電力株式会社における総工事資金の調達実績からこの資金調達は可能と判断し、本件申請に係る原子炉施設を設置変更するために必要な経理的基礎があると認められたとした経済産業大臣の判断は妥当である。